

II 成績評価方法

1 成績評価

成績評価は、次の6段階とする。70点未満を「不可」とし、70～74点をC、75～79点をB、80～84点をB+、85～89点をA、90点以上をA+とする。

「A 法律基本科目群」の中の「I 基礎科目」「II 基幹科目」については、C以上の成績を下記の割合の範囲内で評価し、この割合をはずれる評価がされた場合は、試験後の講評の中で理由が示されることになっている。つまり、成績評価は相対的な評価であって、当該科目・授業の目標に対する習熟度・到達の度合いを示すものではないので留意すること。

ただし、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」については、その成績評価を「修了」または「不可」とする。

A+	90点以上	0~5%
A	85~89点	20~25%
B+	80~84点	25%
B	75~79点	25%
C	70~74点	25%
不可	70点未満	

2 成績評価の基準

岡山大学法科大学院における成績評価は、①各学期終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テストなどを総合的に評価して行う。

そして、この総合評価に基づき、岡山大学法科大学院における成績評価では**70点を単位認定基準**とする。

3 試験・追試験について

- (1) 試験は、通常、授業の終了した授業科目について、その授業の行われた学期の終わりに行う。担当教員によっては、授業期間中に行うことも、また、学期末試験を実施しないこともある。成績評価における試験の位置づけは、各授業科目のシラバスを参照すること。
- (2) 各授業科目の試験日、試験時間及び注意事項等については、掲示等により通知する。
- (3) 試験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておく。また、試験に際してあらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- (4) 以上のほか試験室では、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- (5) 試験中の誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。さらにその期において実施する試験科目のうち、その時間以後の受験を認めない。

- (6) 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、事前もしくは当該試験の終了後速やかに、大学院係に願い出て、研究科長の許可を得なければならない。
- (7) 追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証明書等を添付しなければならない。ただし、試験当日において特別な事情が発生し、受験が不可能になった者は、出来るだけ速やかに大学院係へその旨を連絡しなければならない。
- (8) 追試験が許可されるのは、病気、交通事情等による欠席、忌引き、その他相当の事情がある場合に限る。
- (9) 試験日、試験時間及び注意事項等については、大学院係から通知する。

4 再試験

法律基本科目群（A科目）の科目について不可の評価がなされた場合であっても、平常点（プロセス評価）に関して7割以上の評価がなされている者に対しては再試験を実施する。ただし、期末試験（追試験を含む）を受験していない者は、再試験を受験する資格を有しない。

再試験有資格者は、各科目の成績評価に基づき認定し、その旨通知する。再試験対象科目、試験日時等については、大学院係から連絡する。

なお、再試験の追試験は原則として認めない。

Ⅲ 成績評価に対する異議申立

- 1 学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。
- 2 異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、その都度、掲示する。
- 3 異議の申立ては、所定の様式を記載した書面を大学院係に提出するものとする。異議申立書には、異議理由を記載しなければならない。異議は1科目につき1回のみ申し立てることができる。複数の異議事由がある場合には、併せて申し立てることとする。
- 4 学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。担当教員は、学生の説明要求に対して誠実に対応しなければならない。
- 5 異議審査は、異議審査委員会が実施し、当該学生及び教員の意見を聴いた上で、両者に対する口頭での尋問により行う。
- 6 審査結果は、当該学生及び教員に通知する。異議が認容された場合には、直ちに当該教員及び大学院係は、成績変更手続をとるものとする。異議の棄却に対して、学生は、再審査を請求することはできない。